

令和 6 年度
地域整備方向検討調査
新庄二期地域整備構想策定業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度地域整備方向検討調査新庄二期地域整備構想策定業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下、測量共通仕様書という。）及び「設計業務共通仕様書」（以下、「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査「新庄二期地域」に係る整備構想策定の基礎資料とするため、地区内河川の水源地現況調査を行うとともに、施設構想策定のための補足検討を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、山形県新庄市他2村地内であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接に連絡を取り円滑な作業を図るものとする。
- (2) 作業実施のための立ち入り等は、測量共通仕様書第16条、設計共通仕様書第1-16条によるが、現地立ち入り及び作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。
また、伐採は必要最小限にとどめ、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることがないように留意するものとする。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選 択 科 目
技 術 士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-6条

- (1) 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学

資 格	技術部門	選択科目
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 設計共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは次のとおりとする。

- 1) 業務計画書作成時
- 2) 地区河川流量観測結果とりまとめ時
- 3) 地区内旧堰の取水量把握手法の検討時
- 4) 報告書原稿作成時

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－7条 担当技術者は、測量共通仕様書第8条及び設計共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条 設計共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、測量共通仕様書第38条、設計共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 作業の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	測量作業規程	農林水産省 農村振興局	令和3年2月
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル(案)	農業農村整備 事業計画研究会	令和5年3月
3	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備 事業計画研究会	平成15年8月
4	農業農村整備事業のための河川協議の実務 2020年度版	農林水産省 農村振興局 整備部水資源課	令和3年9月
5	各種農業水利施設の機能保全の手引き	農業農村整備部 会・技術小委員 会、農林水産省 農村振興局	最新版

(設計条件)

第2-2条 本業務の実施にあたっては、以下の留意に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りがないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 本業務の対象範囲は、新庄土地改良区管内で次のとおりとする。

名 称	受益面積(ha)	備 考
国営土地改良事業新庄地区	2,718	平成29年時点

- (4) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。

(貸与資料)

第2-3条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	新庄農業水利事業誌	1式
2	平成30年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区事業構想策定業務	1式
3	令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 新庄泉田川地区施設規模影響検討調査業務	1式
4	令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 新庄泉田川地区対策手法検討調査業務	1式
5	令和3年度 農業水利基本調査 新庄地区取水状況調査業務	1式
6	令和4年度 農業水利基本調査 新庄地区取水状況調査業務	1式
7	令和5年度 地域整備方向検討調査 新庄二期地区事業構想策定その他調査業務	1式
8	新庄地区河川協議申請図書(写)	1式

(適用する図書及び貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-1条、第2-3条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 適用する図書は、作業時点の最新版を用いることとし、作業中に改定された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 適用する図書及び貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や適用する図書及び貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、作業内容の詳細は、別紙2の作業項目内訳表のとおりである。

[作業項目表]

作 業 項 目	数量	備 考
【Ⅰ．測量作業】		
1．現地調査	1 式	
2．河川流量観測機器の設置・調整	1 式	升形川のみ
3．河川流量観測	1 式	
4．河川測量	1 式	(新田川) 現地測量A=0.002km ² 縦断測量L=0.04km 横断測量 3測線 (升形川) 現地測量A=0.001km ² 縦断測量L=0.04km 横断測量 3測線
5．水位流量曲線式作成のための流量観測	1 式	5 水位
6．流量観測結果の整理	1 式	
7．水位流量曲線の作成	1 式	
【Ⅱ．設計作業】		
1．準備作業	1 式	
2．河川流量観測結果とりまとめ	1 式	
3．地区内河川の評価	1 式	
4．地区内旧堰の取水管理手法の検討（水管理施設の導入構想の概略検討）	1 式	
5．照査	1 式	
6．点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3 - 2条 作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

(1) 測量作業

- 1) 本業務における観測機器設置位置及び河川測量実施位置については、監督職員と打合せを行い、決定するものとする。
- 2) 本業務における観測機器設置時期は、令和6年7月を予定している。
- 3) 本業務における観測計器からのデータ回収時期については、監督職員と打合せを行い、決定するものとする。
- 4) 現地測量の地図情報レベルは500とする。
- 5) 縦断測量の縮尺は縦 S=1/250、横 S=1/250 とする。
- 6) 横断測量の縮尺は S=1/250 とする。

(2) 設計作業

- 1) 作業実施の手順、方法及び作業内容の詳細について、監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2) 基礎諸元の決定及び水収支計算の算定にあたっては、監督職員と十分に打合せするとともに、本業務成果が水利権変更協議の基礎資料となることを考慮し資料作成を行うものとする。
- 3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) 第2-1条、第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 5) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は、
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」
(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ①黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ②受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ①受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ②本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ③黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品に

URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム

(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費及び間接調

査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4 - 1条 設計共通仕様書第1 - 10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（地区河川流量観測結果取りまとめ段階）

第3回 中間打合せ（地区内旧堰の取水管理手法の検討段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5 - 1条 成果物を設計共通仕様書第1 - 17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD - R等）正副2部

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5 - 2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

山形県山形市飯沢62 - 2（最上川中流土地改良会館内）

東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所最上川支所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6 - 1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第2 - 2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合

(2) 第3 - 1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(3) 第4 - 1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(4) 第5 - 1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(5) 履行期間の変更が生じた場合

(6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合

(7) 発注者の指示により、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門との共同研究等を変更追加する場合

(8) 単位用水量調査を変更追加する場合

(9) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7 - 1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 2 【作業項目内訳表】

I. 測量作業

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄	備考
1. 現地調査	河川流量観測機器の設置、河川流量及び低水流量観測のために必要な現地調査を行う。	○	
2. 河川流量観測機器の設置・調整	地区内 1 河川（升形川）の上流域に河川流量観測機器（圧力水位計）の設置・調整を行う。	○	
3. 河川流量観測	上記 2. 及び既設機器 1 河川（新田川）の河川流量観測機器で観測されたデータを収集（1 回）する。	○	
4. 河川測量	地区内 2 河川（新田川、升形川）ごとの水位流量曲線式（H-Q 曲線式）及び図を作成するために、河川縦横断測量を行う。 なお測量範囲は、縦断測量 1 測線（河川流量観測機器の設置位置から上下流方向で各 20m 地点）及び横断測量 3 断面（河川流量観測機器の設置位置 1 断面及び上下流方向の各 1 断面）とする。	○	
5. 水位流量曲線式作成のための流量観測	水位流量曲線（低水時適用）を作成するため、流量観測を行う。 観測手法は、可搬式流量計による徒歩観測とし、河川流量観測機器の設置断面において、種々の水位に対して、できるだけまんべんなく（最低 5 水位分）観測を行う。	○	
6. 流量観測結果の整理	流量観測結果の記録・整理を行う。	○	
7. 水位流量曲線の作成	流量観測結果を基に、水位流量曲線を作成する。	○	

別紙2【作業項目内訳表】

Ⅱ. 設計作業

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄	備考
1. 準備作業			
1－1. 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○	
1－2. 資料の検討	作業のための資料収集、貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○	
2. 河川流量観測結果 取りまとめ			
2－1. 河川観測データ 取りまとめ様式等 の作成	観測データ収集のためのマニュアル、観測データ取りまとめ様式を作成する。	○	
2－2. 河川横断面図の作 成	地区内2河川（新田川、升形川）の水位流量曲線式及び図の作成のため、「Ⅰ. 測量作業」4. で確認したデータをもとに、河川横断面図（3断面）を作成する。	○	
3. 地区内河川の評価			
3－1. 地区内河川流域 流出量算定	過年度において一定地域を概定させるために整理した地区内旧堰の取扱い結果を踏まえ、存置が必要な旧堰（68施設）ごとの安定取水の可否を検証するため、地区内2河川（新田川、升形川）で実施した流量観測データをもとに、流域流出量を算定する。	○	
3－2. 地区内河川流域 流出量の検証及び 評価	上記3－1. の算定結果を踏まえ、現況水収支計算で用いられている地区内10河川（新田川、芹沢川、升形川、指首野川、新庄内川、泉田川、大似良川、吉沢川、金堀川、門ヶ沢川）の河川流出量（もしくは比流量算出量）と比較し、事業計画上及び河川協議上の各々の観点から、用水計算の総合的な検証及び評価を行う。	○	
3－3. 安定取水の可否 の検証	存置が必要な旧堰ごとの安定取水の可否の検証及び評価を行う。	○	
4. 地区内旧堰の取水管 理手法の検討（水管 理施設の導入構想の 概略検討）	用水の有効利用及び合理化の観点から、広範囲に点在する旧堰ごとに取水管理を行うため、ICT技術等を活用した水管理施設の導入構想を概略検討する。	○	
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
6. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の取りまとめを行う。	○	